

協議の場の結果の公表について

上峰町長 武廣 勇平

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	上峰町 (41345)	
地域名 (地域内農業集落名)	前牟田 (前牟田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は町の中央やや南に位置し、圃場整備も完了し、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を行っている。集落は町の中央公園、老人福祉センター、県道坊所城島線を間にはさみ、東と西の2つに分かれており、農地もおおむねそれぞれの集落の東と西に分かれて存在している。県道を中心に住宅地、公共施設、農地があり住宅地と生活道路、上、下水道の整備による快適な生活環境の整備に力を入れている。課題としては、住民の高齢化も進み人口が減少しており、新たな住民を増やし地域を活性化させる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

機械利用組合体系による集落営農が行われており、専業農家を中心として、高齢農家や兼業農家も一緒に米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業を営んでいる。今後は、農地の流動化を推進するなどにより、認定農業者及び青年農業者の確保育成を行い、米麦を中心として、施設園芸等の推進を行い農業経営の安定を図る。また、各イベント等を通じ、一般住民の農業に対する理解と関心を深めるなどして農村地域の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	147 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	134 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、新たな担い手の確保を模索する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、所有者の貸付意向時期に配慮しながら段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組が可能と思われる区域については整備済であり、これ以上の取組は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では担い手により地区内の農地を維持管理できているが、将来に向けては後継者を確保したい。地区外からの参入については、地元の農業者を第一優先とし、それでもいなかった場合に参入していただきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械利用組合で受託しており、今後も継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

イタチ・アライグマ・タヌキ対策として箱罠を設置しているが、完全ではないので駆除を進めたい。